

第 6 章

計画の推進

第1節 推進体制

「第2期袋井市環境基本計画」の実効性を高めていくためには、市民、事業者、市などの各主体がお互いの役割を認識し、自発的に行動していくことが必要であり、地域組織やNPO法人、市民活動団体などとの連携も必要です。また、環境対策委員会をはじめとした、環境に関連した会議や周辺市町、県、国、環境団体や、市民、事業者の方々との連携、協力などにより、計画の推進を図っていきます。

◆市

◇各所属

各種施策や事業を実施する際には、環境への配慮を行い、各課での連携をとりながら、総合的かつ計画的に市の取り組みを実施していきます。また、市民や事業者の取組に対する支援などを積極的に行います。

◇コミュニティセンター

各地域のコミュニティセンターを、環境情報の発信や、地域の方への環境教育を実施する場として活用していきます。

◆市民・事業者

◇市民

市民は、「市民に望まれる取り組み」を積極的に推進し、市が行う施策や事業に協力します。また、地域組織をはじめ、NPO法人や市民活動団体などでの活動に参加することが望まれます。

◇地域組織、環境美化指導員・推進員

地域では、自治会などの組織があり、現在、美化活動や古紙回収などの環境保全活動が実施されております。また、各地区ごとに環境美化指導員、自治会ごとに推進員を設置し、ごみの分別収集及び再資源化の推進や不法投棄の監視や環境美化活動の推進といった活動を実施されており、活動の継続や、活動内容の拡充が期待されます。

◇NPO法人・市民活動団体

市民活動団体、NPO法人は、環境保全に対する意識が高く、環境保全活動の推進にあたって、主導的な役割が期待されます。

◇市民環境ネットふくろい

市民環境ネットふくろいでは、市民と市が協働で、バイパスの清掃活動、犬の糞の処理の啓発、生物調査や省エネの取組等の活動を実施しており、今後も活動の継続や活動内容の拡充が期待されます。

◇事業者

事業者は、「事業者に望まれる取り組み」を積極的に推進し、市が行う施策や事業に協力します。また、近年では、企業の社会的責任の考えの下に、積極的に環境保全活動を行っている事業所も多く、これらの活動を拡大していくことが望まれます。

◇静岡理工科大学及び市内の高等学校

学生や生徒が、自ら選択することにより、環境に関する専門的な知識を習得し、高度な理解を深め、社会人への準備をする場となる大学や高等学校の位置付けは、重要であります。また、静岡理工科大学の人材の活用や技術的な研究などを通じて、産・学・官の連携による取り組みが期待されます。

◇小・中学校

次世代を担う子どもたちに対する環境教育の場となる小・中学校の位置付けは、重要であります。各小・中学校を始め、環境政策課、教育委員会事務局及び関係する所属が連携し、環境保全をテーマとして積極的な取り組みを推進します。

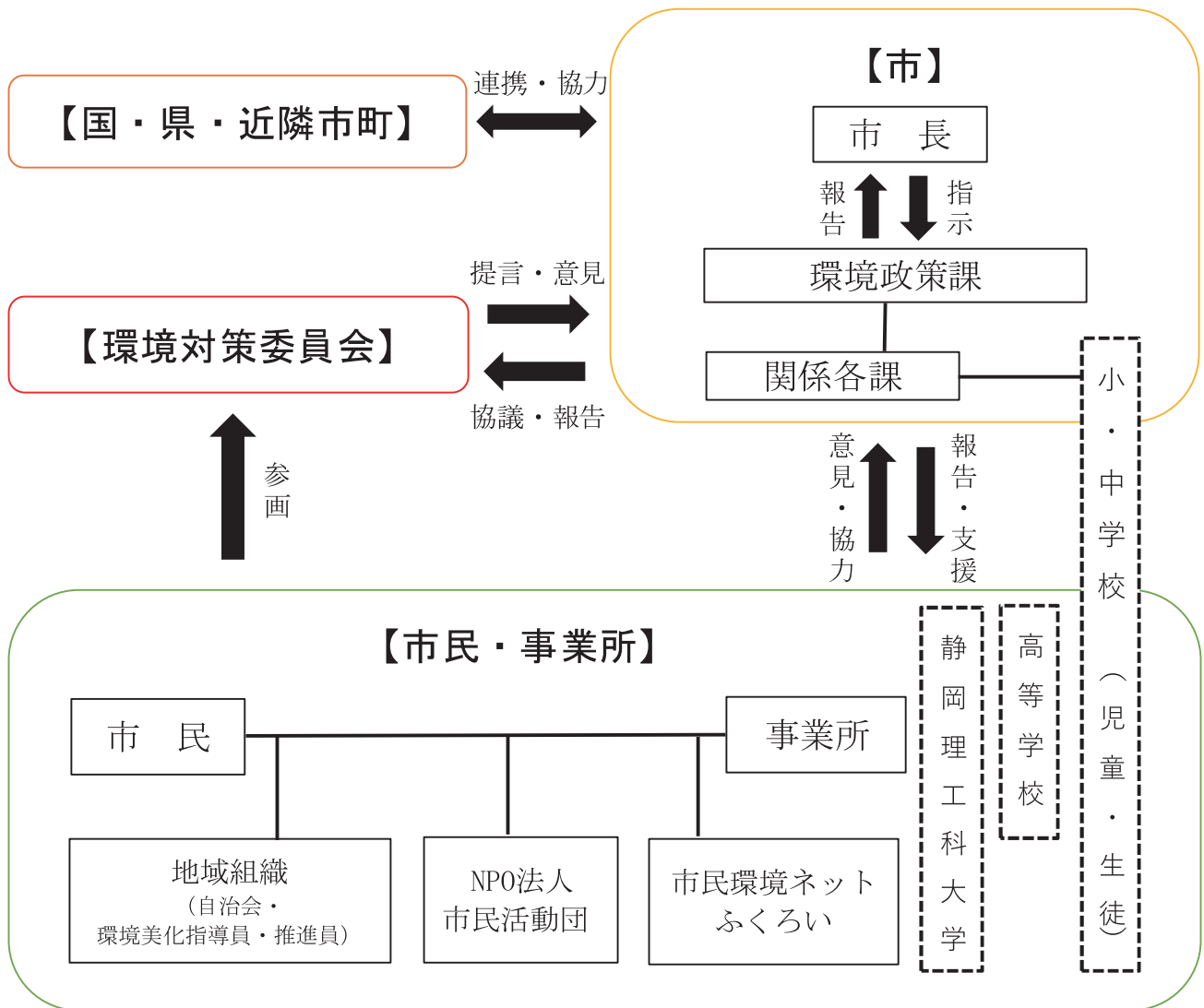
◆環境対策委員会

「袋井市まちを美しくする条例」に基づき、市民や事業者の代表、学識経験者などで構成する環境対策委員会は、環境基本計画の策定・修正をはじめ、市の環境に係る重要事項などについて、専門的見地から審議・検討を行います。また、本計画の進捗状況を点検、評価し、必要な提言を行います。

◆国・県・近隣市町

今日の幅広い環境問題の解決には、国や県の施策に基づき、広域的な取組を実施していくとともに、専門的、技術的な知見が必要となることから、周辺市町や県、国、関係団体などとの連携、協力を努めていきます。

【推進体制図】



第2節 計画の周知

「袋井市まちを美しくする条例」及び「袋井市環境基本計画」の内容を理解してもらい、円滑に計画を推進していくため、本計画を市の広報紙や公式ホームページにも掲載するとともに、事業者や環境関係団体の機関誌など様々なメディアを活用し、広く周知することに努めます。

第3節 進行管理

第2期袋井市環境基本計画を実行性のあるものとするためには、取り組みの進捗状況を定期的に把握、評価し、計画を見直していく必要があります。そこで、本市では、進行管理にマネジメントシステム（PDCA サイクル）の考え方を導入し、進行管理を毎年行うとともに、環境対策委員会での提言を取り入れ、継続的に改善を図っていきます。

◆計画（P : Plan）

市は、市民や事業者、環境対策委員の意見を広く取り入れた計画策定を行います。また環境の現状や本計画の進捗状況など点検、評価した結果を受け、施策や事業の計画などに反映します。

◆実行（D : Do）

市は協働重点プロジェクトをはじめ、各施策、事業の推進を図ります。また、市民、事業者、市が、それぞれの役割を認識したうえで、一体となって計画を推進します。

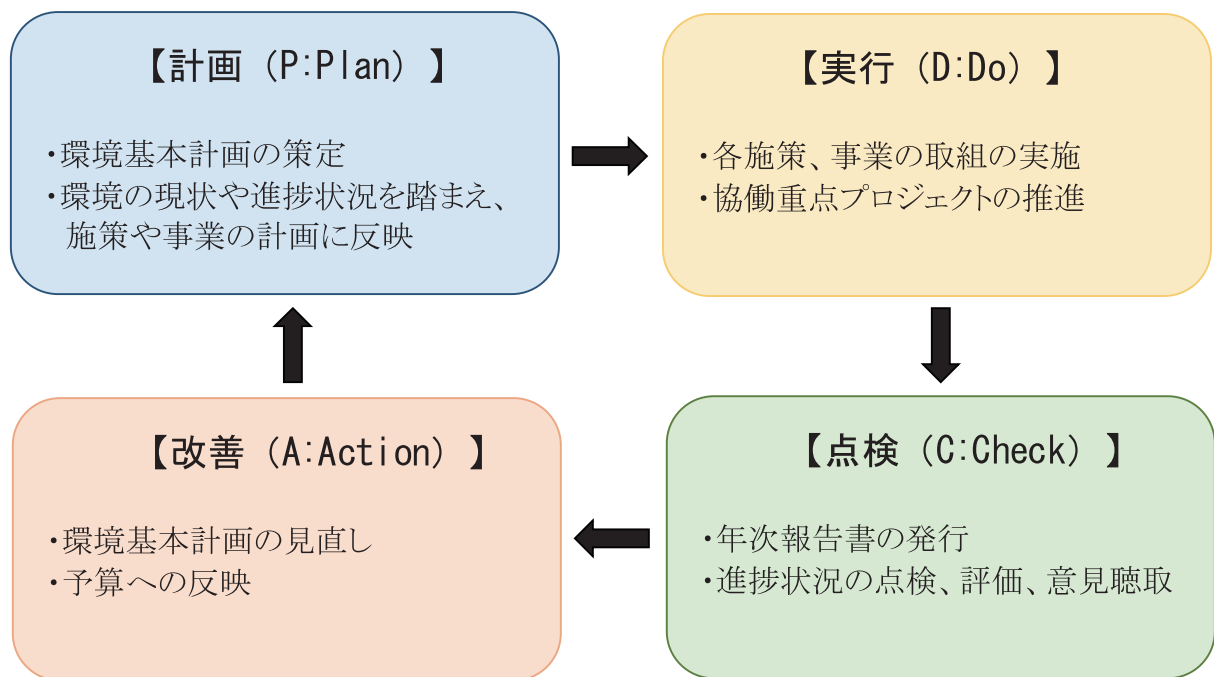
◆点検（C : Check）

毎年度、庁内関係部署にて、目標の達成状況や各施策、事業の実施状況を取りまとめ、年次報告書を発行し報告を実施します。年次報告書は、市のホームページにて公表し、市民や事業者から意見を募るとともに、環境対策委員会にて点検、評価し、次年度以降の改善事項等について提言を行います。

◆改善（A : Action）

年次報告書に対する市民、事業所等の意見や、環境対策委員会における点検、評価を踏まえ、環境政策課は、関係各課と連携を図りながら、施策、事業の見直しを行います。

【連携体制のイメージ図】



第4節 計画の見直し

「第2期袋井市環境基本計画」の策定後においては、環境問題、社会や経済の状況、科学技術の進歩等の様々な変化に柔軟に対応し、本計画期間中においても必要に応じ、中間年（2024年）を目途に計画の見直しを行います。